

# ～親世帯と同居・近居をお考えのかた～

深谷市三世代同居・近居支援事業

賃貸住宅についても対象となります！

## 引越し費用の半額を 助成します。

### (上限:市内5万円、市外10万円)

小学生以下のお子さんがある世帯で

これから親世帯と同居する・親世帯の近くに転居する

などに伴う引越し費用が対象です。

【令和3年度申請受付期間】

令和3年4月1日(木)～令和4年3月30日(水)※  
助成金の申請は先着順です。申請が予算に達した時点で受付を  
終了します。受付の終了は、市のホームページでお知らせします。

必ず引越しの前に  
申請してね

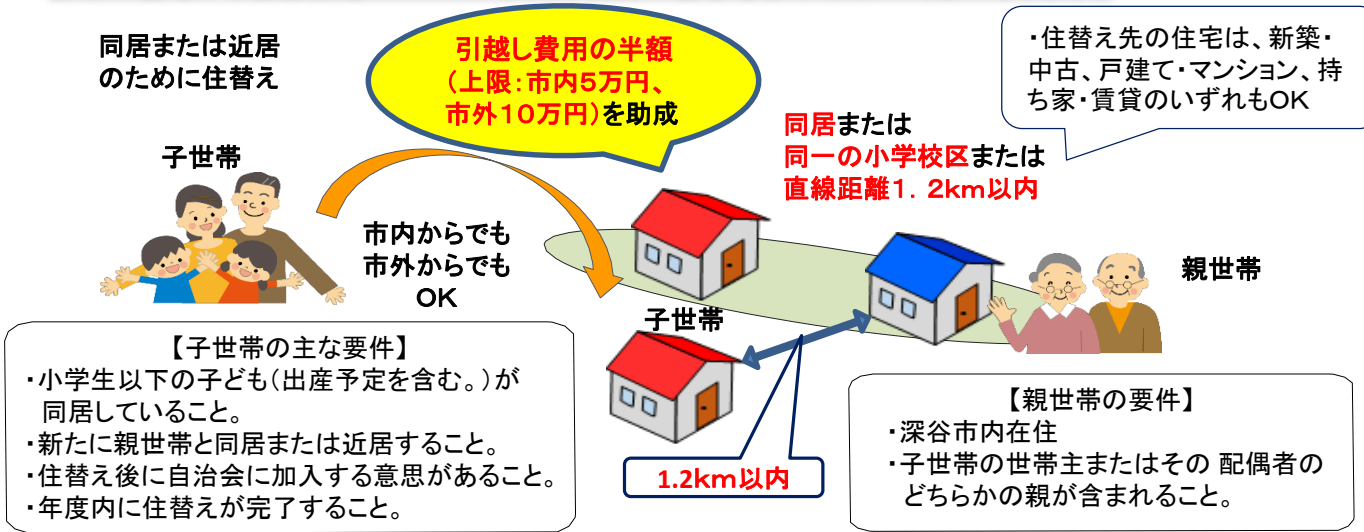


深谷市

※詳しくは裏面をご覧ください

# 制度の概要

小学生以下の子ども(出産予定を含む。)がいる子育て中の世帯が、深谷市に居住する親元の近く(※)に新たに住替える(同居を含む。)場合に、引越し費用の2分の1(上限:市内5万円、市外10万円)を助成します。 ※「近く」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合をいいます。ただし、小学校区が違って、親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内の範囲に住む場合は助成の対象になります。



# 助成内容

- ① 助成額:助成対象費用の2分の1(上限:市内5万円、市外10万円)
- ② 助成対象費用:子世帯が引越し業者に支払う引越し費用

# 申請要件 ※申請できるのは「住替える子世帯の世帯主」です。

- ① 小学生以下の子ども(出産予定を含む。)が同居していること。
- ② 新たに親世帯と同居または近居(親世帯と同一の小学校区、または親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内の範囲に居住)すること。  
※既に同居または近居(親世帯と同一の小学校区)している場合は、助成の対象となりません。  
※小学校区は、深谷市のホームページに掲載の「小・中学校の通学区域に関する規則」で閲覧できます。
- ③ 住替え後の住宅に自ら居住すること。
- ④ 住替え後に自治会に加入する意思があること。
- ⑤ 年度内に住替えが完了すること。(これから住替える方が対象です。)
- ⑥ 他の公的制度による助成等を受けていないこと。
- ⑦ 住民登録している市区町村の税を滞納していないこと。
- ⑧ この事業の助成を過去に受けていないこと。

# 申請方法等

申請書や必要書類は市のホームページでご確認いただくか、こども青少年課までお問い合わせください。住替え先の住宅に引越す前(住民票異動日の前日まで)に、申請書等を下記へ持参または郵送してください。

# 問い合わせ